

京都自治体情報セキュリティクラウドにおけるインターネット 接続サービス業務に係る業務仕様書

1 通信回線の概要

(1) 納入場所

- ・KRP（京都リサーチパーク）6号館（京都市下京区中堂町栗田町93）又はNTT三条局（京都市中京区烏丸通三条上ル場之町604）

(2) サービス提供期間

- ・令和4年4月1日～令和9年3月31日

(3) 保証すべき帯域

- ・通信帯域としてISPバックボーンまで、300Mbps以上の帯域が確保されていること。

(4) SLA（サービス品質保証）

① 遅延

- ・自社国内バックボーンネットワーク全体の往復遅延時間の月あたりの平均が30ms以下であること。また、遅延時間測定値の実績値が公開されていること。

② 障害発生通知

- ・サービスの停止を検知した時点から30分以内に、京都府自治体情報化推進協議会（以下「協議会」とする。）が指定した連絡先に通知すること。

③ 障害対応

- ・障害発生の受付及び対応は、24時間365日とすること。
- ・連絡窓口を一元化すること。また、障害対応中には途中経過報告、復旧後には故障原因および対策などの報告を適宜行うこと。

④ 障害回復

- ・サービスの停止を認知した時点から1時間以内に、利用可能な状態に復旧すること。ただし、(1)納入場所の構内配線に係る部分はこの限りではない。

⑤ 料金返還及び解約

- ・上記①から④に掲げる事項を達成できなかった場合は、サービス規約で定めた料金返還基準に基づき、協議会に料金を返還すること。
- ・①から④に掲げる事項が発生するなど安定したサービスの提供が受けられないと協議会が判断した場合、協議会は違約金等一切の経費の支出を伴うことなく、一方的に契約を解除できるものとする。

(5) 接続

- ・ネットワーク構成は別図に示すとおりであり、京都府がNTT三条局に用意するスイッチ又はKRP6号館内に用意するスイッチに接続すること。

① アクセス方式

- ・ Ethernet

② インターフェイス

- ・ 1000BASE-T、1000BASE-SX 又は 1000BASE-LX/LH のいずれかで接続すること。

(6) IX 接続

- ・ DIX-IE/JPNAP/JPIX の内、少なくとも2箇所以上の IX にそれぞれ 10Gbps 以上で自社にて直接接続していること。

(7) 冗長化に係る要件

- ・今回調達するインターネット通信サービスについては、既存のサービス提供回線からの切り替えにおいて、京都府が(1)納入場所で接続する既存インターネット通信サービス（別紙構成図中の回線 A、回線 B、回線 C）に影響を与えず、インターネット接続利用者に影響を与えないこと。
- ・今回調達するインターネット通信サービスについては、京都府が(1)納入場所で接続する既存インターネット通信サービスとの冗長化を図ることとしていることから、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 京都府が(1)納入場所で接続しているインターネット通信サービスと別会社のサービスであること。
- ② 京都府が(1)納入場所で接続しているインターネット通信サービスの場合、バックボーンとして有する IX（他 ISP との接続拠点）への接続ルートについて、大阪の IX 及び東京の IX に、それぞれ直接通信するルートを有していること。
- ③ 京都府が(1)納入場所で接続しているインターネット通信サービスの場合、バックボーンとして有する IX（他 ISP との接続拠点）への接続ルートについて、現在のルートとは別の経路により、大阪の IX 又は東京の IX に、直接通信するルートを有していること。

(8) その他

① IP アドレスの利用

- ・ 本事業のために協議会から別途引き渡すグローバル IP アドレスを利用可能とすること。
- ・ 通信サービス事業者と京都自治体情報セキュリティクラウド（以下「セキュリティクラウド」という。）において運用する BGP ルータとを接続するために必要となるグローバル IP アドレスについては、通信サービス事業者から払い出すものとする。

② ルーティングプロトコル

- ・ BGP を利用することとしているので、BGP ルータ、その他機器の必要な設定を行うこと。

③ 課金体系

- ・ 定額制とすること。
- ④ セカンダリ DNS
 - ・ セキュリティクラウドの公開用 DNS サーバの冗長用として、セキュリティクラウドを利用する京都府及び府内地方公共団体等のドメインに係るセカンダリ DNS 機能を提供すること。
- ⑤ 運用報告
 - ・ トラフィック状況について、リアルタイムでトラフィックグラフが閲覧可能であること。

2 その他

- ・ 回線サービスに必要な工事は受注者が行うこと。
- ・ 回線サービスに必要な工事については、必要な機材、メディア、人員、光ケーブル引込にかかる配管費用等すべて受注者側で負担すること。
- ・ 上記作業の実施にあたっては電気通信事業法ほか関連規則等を遵守するとともに受注者の責任において円滑な進捗を図ること。また、工事実施上の問題が生じないよう、協議会とあらかじめ調整を行うこと。
- ・ 設置する通信機器（ONU、回線終端装置等）のために必要な電源および設置スペースについては、協議会から提供を受けるものとする。なお、機器の設置については、協議会と協議すること。
- ・ 4月1日からのサービス提供に向けて、4月1日までに必要となる準備を完了し、サービスが利用可能な状態にすること。